

徳島県規則第二十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第二十六号の二の表（中）「児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、同様式の裏（中）「その児童」を「その児童」に、「著しく」を「著しく」に、「その他」を「その他」に、「第27条第1項第3号」を「第27条第1項第3号」に、「都道府県は、」を「都道府県は、」に、「家庭裁判所」を「家庭裁判所」に、「⑤」を「⑧」に、「前条」を「前条」に、「必要が」を「必要が」に、「児童委員」を「児童委員」に、「児童の」を「児童の」に、「必要な」を「必要な」に、「その身分」を「その身分」に、「関係者」を「関係者」に、「これ」を「これ」に改める。

様式第二十六号の三中「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を削る。「次」を「次」に「続き柄」を「続 柄」に「児童自立生活援助」を「児童自立生活援助」に「その」を「その」に「住宅」を「住宅」に「本人、」を「本人、」に「性別」を「性別」に「該当する」を「該当する」に「健康状況」を「健康状況」に改める。

様式第二十六号の七及び様式第二十六号の十中「主たる」を「主たる」に「児童福祉法」を「児童福祉法」に「定款」を「定款」に「6 事業の用に供する

「6 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障

施設の名称、種類及び所在地」を

7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

害の有無

に「7 事業開始」を「8 事業開始」に「8」を「9」に改める。

」

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式第二十六号の七及び様式第二十六号の十の改正規定は、公布の日から施行する。